

諮問第 17 号

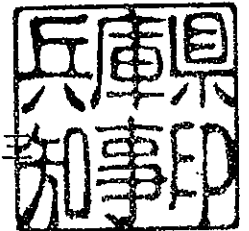
住 宅 審 議 会

県営住宅における連帯保証人制度のあり方について（諮問）

このことについて、次の理由を添えて諮問します。

令和元年 6 月 14 日

兵庫県知事 井戸 敏三



（諮問理由）

本県では、県営住宅入居の際に、県が条例で定める資格を満たす連帯保証人 1 名を必要としています。

このたび、民法改正により、当該保証人にも極度額設定が必要となりました。この法改正や、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、県営住宅への入居に際し、保証人を確保することが一層困難となることが懸念されます。

住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえ、保証人を確保できないために入居できない事態が生じないように適切に対応していくため、県営住宅における連帯保証人制度のあり方について、調査審議を求めます。